

基本原則その二 各教科の用語は最初から本物を教える

基本原則の第二は『算数科用語は算数科の、社会科用語は社会科の、理科用語は理科の学習活動の中で指導すべきである』ということである。これは、すでに述べたように、用語の正しい理解は、その学習の最も大切な基礎になるものだからであり、それには漢字で学習することが必要だからである。それに、欧米諸国では当然のこととして実施していることでもある。

ついでに言うが、初めて学習する子供にとっては、むずかしい用語もやさしい用語もない。途中で用語の名称が変わることに困惑を感じるのである。例えば、初め“まる”“ましかく”“ながしかく”で、“円・正方形・長方形”と変更する。その変更困惑するのである。

それは、幼児が幼児用語から脱却するのに苦しむのに似ている。なるべく、最初から、一生を通じて使える“ほんもの”を教えるのが“ほんとの教育”だと思う。

“内閣、県庁、警察署、裁判所、郵便局”こんなありふれた用語が、教育漢字にないのである。そのため、昭和四十六年まで、小学校を

卒業するまで、これらの漢字を学習させなかった。

日常生活で、新聞やパンフレトによく見られる漢字である。それなのに“内かく・県ちょう”……という表記をする。私は我慢できなくて、度々文部省にこの事を指摘し、進言した。その甲斐あってか、昭和四十六年の指導要領改訂で、六年生の配当漢字の中に入れられた。

しかし、一年生でも二年生でも、これらの用語はかな書きにすべきではない。すでに述べたように、この程度の漢字を覚えるのは、一、二年生にとっては極めてやさしい事実であり、また、“郵便”などの字は、はがきなどですでに知っていることも考えられるからである。

“宇宙・呼吸”などの理科用語も、教育漢字にはなかったが、今度、六年生の学習漢字になったものである。ある幼稚園の調査によると“宇宙”という漢字が読めない幼児はほとんどいないそうである。そのような用語を六年生になるまでかな表記するのも愚かな事である。

“呼吸”を“呼きゅう”では理解しにくいであろう。こういう“かな用語”は、“貼り漢字”でなくてもよいから、せめて、正しい漢字表記を教えてやり、“ふり漢字”させるよう、指導することが望ましい。